

議案第75号 墨田区立図書館条例に対する修正案

議案第75号 墨田区立図書館条例の一部を次のように修正する。

第1条を次のように改める。

(目的及び設置)

第1条 図書館法(昭和25年法律第118号)に基づき、図書その他必要な資料を自由及び公平の見地から収集し、整理し、区民等の利用に供することにより、その知る自由を保障し、もってその教育、教養、文化等の発展に寄与するため、墨田区立図書館(以下「図書館」という。)を設置する。

第2条の見出しを「(名称及び位置)」に改め、同条の表以外の部分を次のように改める。

図書館の名称及び位置は、次の表のとおりとする。

第3条各号列記以外の部分中「前条」を「第1条」に改め、同条第4号中「鑑賞会」の次に「、映写会」を加え、同条第9号を同条第13号とし、同条第8号を同条第10号とし、同号の次に次の2号を加える。

- (11) 学校、博物館、美術館等との連絡及び協力
- (12) 時事に関する情報及び参考資料の紹介及び提供

第3条第7号を同条第9号とし、同条第6号を同条第8号とし、同条第5号中「機関」の次に「(前号の図書館を除く。)」を加え、同号を同条第6号とし、同号の次に次の1号を加える。

- (7) 図書館と協働する団体との連絡及び協力

第3条第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 区立の学校図書館との連絡、協力及び当該図書館への援助

第3条に次の1項を加える。

2 前項第1号の資料の収集、整理及び保存については、教育委員会が定める。

(提案理由)

本条例案の目的を明確化するとともに、事業内容を修正する必要がある。